

「検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見書

2015年（平成27年）11月13日

第二東京弁護士会

意見の趣旨

- 1 刑事訴訟法第268条第1項又は検察審査会法第41条の9第1項若しくは第41条の11第2項の指定を受けた検察官の職務を行う弁護士に対し、その負担に見合う相当な手当が支払われるべきである。
- 2 同手当は、少なくとも半年に1回程度定期的に支払われるべきである。

意見の理由

1 標記政令案について

検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令（以下「本件政令」という。）第1条は、刑事訴訟法第268条第1項又は検察審査会法第41条の9第1項若しくは第41条の11第2項の指定を受けた検察官の職務を行う弁護士に対して給すべき手当の額を、事件の審級ごとに「19万円以上120万円以下」の範囲内において裁判所の相当と認める額とすると定めている。

この点について、日弁連は、かねてから、刑事訴訟法第268条第1項の指定を受けた検察官の職務を行う弁護士（以下「準起訴手続の指定弁護士」という。）については、あらゆる事件について手当の上限額を120万円とするのは不合理といわざるを得ないと指摘していた。また、検察審査会法第41条の9第1項若しくは第41条の11第2項の指定を受けた検察官の職務を行う弁護士（以下「検察審査会法における指定弁護士」という。）については、その職務の困難さ、費やす時間に照らせば、あらゆる事件について上限を画することは合理性があるとはいえないと指摘していた。

当会も、日弁連と同様、本件政令が120万円の上限を設けていることは、著しく不合理であると断じざるを得ない。

したがって、今回、本件政令第1条につき、手当の下限と上限をそれぞれ増額する標記政令案（以下「本件政令改正案」という。）がパブリックコメントに付され、本件政令が改正される見込みとなったこと自体は前向きに受け止めることができる。

2 意見の趣旨1について

もっとも、本件政令改正案において、手当の上限額が315万円とされ

たことについては、依然として不十分である。

とりわけ、検察審査会法における指定弁護士は、大型・困難事件（兵庫県の明石歩道橋での事故に係る事件、福知山線事故に係る事件、小沢一郎氏の政治資金規正法違反事件に係る事件、東京電力の福島第一原子力発電所の事故に係る事件など）の職務を遂行するにあたって、膨大な記録の検討、自ら現場に赴くなどしての補充捜査の実施、多数の被害者・参考人などに対する対応、公判前整理手続における膨大な証拠開示への対応などが求められる。加えて、こうした事件の多くでは、マスコミの対応にも追われることになる。このように、検察審査会法における指定弁護士の職務は極めて多岐にわたり、その負担は極めて大きいだけでなく、膨大な物理的な時間も要し、自らの弁護士業務に多大な影響が出ているのが現状である。特に、当会には、小沢一郎氏の政治資金規正法違反事件に係る事件の検察審査会法における指定弁護士が所属していたところ、同弁護士らが、その職務の遂行のためにいかに膨大な時間と労力を必要とし、通常の弁護士業務への影響がいかに大きかったかを目の当たりにしている。加えて、今般、当会の所属会員が東京電力の福島第一原子力発電所の事故に係る事件の検察審査会法における指定弁護士に選任されたところでもある。

以上のとおりであるから、当会は、速やかに、上記手当の上限を撤廃し、あるいは、現行の枠組みにおける上限額をさらに引き上げ、準起訴手続の指定弁護士及び検察審査会法における指定弁護士に対し、その負担に見合う相当な手当が支払われることを強く求める。

3 意見の趣旨2について

上記手当は、現在、その指定により公訴を維持すべき審級毎に支払われている。そのため、とりわけ検察審査会法における指定弁護士は、長期間の審理がなされる大型・困難事件の場合、判決までの数年間を無報酬で上記のごとき業務に従事しなければならず、そのことが大きな負担となっている。多くの弁護士は、自ら従事した案件の報酬を受け取って、種々の経費を支払っているのであって、指定を受けた検察官の職務に専従するようなことになれば、経費の支払もままならなくなることもありうる。上記手当の支給に関わる国においては、それが長期間にわたることがいかに重大な問題であるか認識すべきである。

以上のとおりであるから、当会は、上記手当が、少なくとも半年に1回程度定期的に支払われることを強く求める。

以上